

財政健全化法に基づく珠州市の健全化判断比率等について

令和 6 年度の各会計決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等を算定したところ、下記のとおり算定結果がまとまりましたのでお知らせします。

記

1 算定結果の概要

(1) 財政の早期健全化・再生に関する指標

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、いずれも「早期健全化基準」を下回りました。

	健全化判断比率		早期健全化基準	
	R 5	R 6	R 5	R 6
実質赤字比率	—	—	14.08%	14.12%
連結実質赤字比率	—	—	19.08%	19.12%
実質公債費比率	15.1%	16.3%	25.00%	25.00%
将来負担比率	—	—	350.00%	350.00%

(2) 公営企業の経営健全化に関する指標

公営企業における資金不足比率については、資金不足を生じた公営企業がなかったため、該当はありませんでした。

1 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率 令和6年度なし 【早期健全化基準 14.12%】

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は該当ありません。財政再生基準は20.0%。

(2) 連結実質赤字比率 令和6年度なし 【早期健全化基準 19.12%】

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率をいいます（一般会計＋特別会計）。これが生じた場合は問題のある赤字会計の存在を示しており、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字比率は該当ありません。財政再生基準は30.0%。

(3) 実質公債費比率 令和6年度 16.3% 【早期健全化基準 25.00%】

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率をいいます。この比率が18%以上だと地方債の許可が必要となり、25%以上だと一般単独事業債などの一部の起債発行が制限されます。

本年度の実質公債費比率は16.3%で、対前年比で1.2ポイント増加しています。財政再生基準は35.0%。

(4) 将来負担比率 令和6年度なし 【早期健全化基準 350.0%】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です（一般会計＋特別会計＋一組・広域連合＋公社三セク会計等すべての会計を含めて計算）。

基金等充当可能な財源により実質的な負債がマイナスとなるため将来負担比率は該当ありません。

◆実質公債費比率

一般会計等が負担する実質的な公債費の額は、標準財政規模から算入公債費等をのぞいた額の約16.3%でした。（令和4年度～令和6年度の3か年平均）

$$\frac{\text{公債費（24.0億円）} - \text{充当可能財源等（15.2億円）}}{\text{標準財政規模（68.7億円）} - \text{算入公債費等（14.9億円）}} \div 16.3\%$$

〈公債費〉	普通会計元利償還金等	14.9億円
	公営企業債等繰入金	8.7億円
	一部事務組合等負担額	0.4億円
〈充当可能財源等〉	基準財政需要額算入額	14.9億円
	充当可能特定財源	0.3億円

◆将来負担比率

令和6年度末において、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額は、標準財政規模から算入公債費等をのぞいた額の約▲80.5%でした。（将来負担比率はなし）

$$\frac{\text{将来負担額（518.9億円）} - \text{充当可能財源等（562.3億円）}}{\text{標準財政規模（67.8億円）} - \text{算入公債費等（13.9億円）}} \div \blacktriangle 80.5\%$$

〈将来負担額〉	地方債の現在高	436.8億円
	公営企業債等繰入見込額	63.8億円
	退職手当負担見込額	16.3億円
	一部事務組合等負担見込額	2.0億円
〈充当可能財源等〉	基準財政需要額算入見込額	417.2億円
	充当可能基金	140.0億円
	充当可能特定歳入	5.1億円

2 公営企業の資金不足比率について

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率をいいます。資金不足とは流動資産－流動負債がマイナスであること。また事業の規模は営業収益の額－受託工事収益の額となっています。

経営健全化基準は20.0%（経営健全化計画の策定を要します）。本市の公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、資金不足比率は該当ありません。

区 分	病院事業	水道事業	下水道事業
資金不足比率	－	－	－

（参考1）

1 財政健全化法の概要について

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

2 早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けています。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

3 財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

※早期健全化基準・財政再生基準（珠洲市）

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	14.12	19.12	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—